契約の内容

契　約　年　月　日	令和　８年　８月１９日
契　約　業　者　名	中央コンサルタンツ（株）　福岡支店
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区冷泉町２－１
業　務　の　名　称	熊本河川国道事務所管内橋梁緊急点検等（その１）業務
業　務　場　所	熊本河川国道事務所管内
業　種　区　分	土木関係建設コンサルタント業務
業　務　概　要	・道路施設点検　１式
履　行　期　間　（自）	令和　８年　８月１９日
履　行　期　間　（至）	令和　９年　３月１５日
契　約　金　額	３７，８９５，０００円（税込み）

随　意　契　約　理　由　書

１．件　　名　　熊本河川国道事務所管内橋梁緊急点検等（その１）業務

２．履　行　場　所　　熊本河川国道事務所管内

３．随意契約の相手方　　名 称　中央コンサルタンツ（株）福岡支店
住 所　福岡市博多区冷泉町２番１号
電 話　０９２－２７１－２５４１

４．随意契約適用法令　　会計法第２９条の３第４項及び
予算決算及び会計令１０２条の４第３号

５．当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

１）当該業務の目的

本業務は、令和８年７月２８日に発生した令和８年熊本地震により被害を受けた熊本河川国道事務所管内の橋梁等の道路施設緊急点検を実施し、復旧に向けた基礎資料を作成するものである。

２）当該業務の内容

熊本河川国道事務所管内道路施設緊急点検

３）随意契約に付する理由

本業務は、熊本河川国道事務所管内における橋梁等の道路施設緊急点検業務である。

中央コンサルタンツ（株）福岡支店は、一般社団法人建設コンサルタンツ協会九州支部の会員であり、一般社団法人建設コンサルタンツ協会九州支部長と九州地方整備局長は、「災害時における九州地方整備局管内の災害応急対策業務の支援に関する協定書」を締結している。

今回、協定書第３条第２項により、熊本河川国道事務所は、協会から事前に提供されている会員情報の中から被災地に最も早く到着できる企業を選定し、業務の実施が可能であることを確認し、中央コンサルタンツ（株）福岡支店を契約相手方に特定したものである。

以上のことから本業務を遂行するためには中央コンサルタンツ（株）福岡支店が唯一の契約相手と判断したものである。

よって、会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令１０２条の４第３号により、中央コンサルタンツ（株）福岡支店と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）
熊本河川国道事務所　道路管理第二課長